

診療報酬算定の一部改訂のお知らせ

院内トリアージ実施について

小児科外来では、新型コロナウイルス感染拡大による臨時的な対応として、かぜなどの症状（発熱、せき、鼻汁、のどの痛み、だるいなど）の患者さまを診察する場合は、新型コロナウイルス感染の可能性も想定し、通常の感染予防策に加え、**院内トリアージ**（危険や緊急度合いに応じて診療の優先度を評価し、必要な感染予防策を講じる）を実施しています。そのため、医師が必要と判断した場合は、**院内トリアージ実施料**（300点）に加えて、**二類感染症患者入院診療加算**（250点）を算定させていただきます。【2022年9月30日までの措置】

乳幼児医療証・ひとり親家庭医療医療証をお持ちの方の自己負担はございません。

ご来院の患者さまのご協力のもと、今後とも感染対策を講じた診療を行ってまいります。